

議第 1 号

京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 谷 津 伸 幸

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）及び刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年京丹後市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（有期のものに限る。以下「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年京丹後市条例第9号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例			京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例		
令和5年2月27日 条例第9号			令和5年2月27日 条例第9号		
目次 (略)			目次 (略)		
第1条 (略) (定義)			第1条 (略) (定義)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2～9 (略)			2～9 (略)		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「 <u>番号利用法</u> 」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項において「 <u>番号利用法</u> 」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。		
11～13 (略)			11～13 (略)		
第3条～第11条 (略) (利用及び提供の制限)			第3条～第11条 (略) (利用及び提供の制限)		
第12条 (略)			第12条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで _____ の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項 及び第2項の規定 に違反して利用さ れているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第2	第38条第1項 第1号	又は第12条第1項 及び第2項の規定 に違反して利用さ れているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第2

現行		改正案	
	9条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき		9条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)		(略)	
第13条～第16条 (略) (個人情報ファイル簿の作成及び公表)		第13条～第16条 (略) (個人情報ファイル簿の作成及び公表)	
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。		第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。	
(1)～(9) (略)		(1)～(9) (略)	
2 (略)		2 (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)		ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)	
イ～キ (略)		イ～キ (略)	
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
3 (略)		3 (略)	
(開示請求権)		(開示請求権)	
第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 <u>議会の保有する自己</u> を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。		第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 <u>_____自己</u> を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	
2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下 <u>この章において</u> 「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。		2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下 <u>_____</u> 「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下 <u>_____</u> 「開示請求」という。)をすることができる。	

現行	改正案
<p>第19条～第26条 (略)</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第28条～第30条 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第33条～第37条 (略)</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手</p>	<p>第19条～第26条 (略)</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下_____「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第28条～第30条 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下_____「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第33条～第37条 (略)</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手</p>

現行	改正案
<p>たときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条～第57条 (略)</p>	<p>たときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条～第57条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(罰則の適用等に関する経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</p>